# 一戸町

要望月 日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月6日	1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に まる御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組についよる。 県内唯一の構成資産である御高配を賜りますよう要望いたした地域振興の取組について、特段の御高配を賜りますよう要望いた世界での取組について、特段の御高配を賜ります。 内 容 既にご戸町の御所野遺跡を活用した世界遺産を会にで、一戸町の御所野遺を含むりました。このとおり、7月に開かれた世界遺産を表して、2位とは、8中で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年	であるとの認識の下、「平泉」や「橋野鉄鉱山」の二つの世界遺産と合わせて、本県の歴史・文化を核と出むた観光ルートの構築や旅行商品造成の促進に取り組んでいるともに、国内外への情報発信の強化に取り組んでいるところです。また、教育旅行の誘致については、県観光協会等観光協会等の開催や、本県を周遊いるところです。また、教育旅行商品造成への支援を行っては、県観光はあるとも、教育が明会等の開催や、支援を引きない。令和3年7月の御所野遺跡を含む「北海道・北北圏であるとの縄文遺跡を含む「北海道・北北圏であり、中では、今和3年7月の御所野遺跡を含む「北海道・北北圏であるとです。)といる。 一本は、大阪では、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で、大阪で	県北広域振興局	経営企画部	B: 1

整備にあたっては、縄文遺跡群全体や他の世界文化遺産、県北圏域をはじめとする県内観光地などの広域観光拠点・結節点としての機能を付加することにより、世界文化遺産登録の効果を県北圏域さらには県全域の地域振興に波及させることが可能となると考えます。 つきましては、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の県内唯一の構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向け、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。 記		
1 御所野遺跡を核に、他の世界文化遺産や県北圏域をはじめとする県内観光地を結ぶ広域的な観光ルートを確立するため、旅行商品の造成支援や国内外に向けたプロモーション活動等を拡充すること。また、教育旅行の誘致については引き続き、町と共同で取り組んでいただきたいこと。		

3月6日	1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録による御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について		県北広域振 興局	経営企画部	B:1	
	要旨	の補助制度の活用見込み等を確認しながら、県として			ı [	1
	「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録による		'		ı [	1
	県内唯一の構成資産である御所野遺跡を活用した地域振興へ		'		ı [	1
	の取組について、特段の御高配を賜りますよう要望いたしま	!	'		ı [	1
	す。	!			1	
	内容	!			1	
	既にご存じのとおり、7月に開かれた世界遺産委員会にお		'		ı [	1
	いて、一戸町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺	!	'		ı [	1
	跡群」が世界文化遺産へ登録となりました。このことは、こ	!	'		ı [	1
	れまで長きにわたり登録実現に向け取り組んできた関係各位	!	'	1		1
	や町民の成果であり、岩手県を始めとした当町の取組への支	!	'	1		1
	援による結果であるものと深く感謝申し上げるものでござい	!	'			l
	ます。	!	'	1		1
	この世界文化遺産登録により、今後はその活用に重点を置	!	'		. [	1
	くこととなりますが、御所野遺跡は「北海道・北東北の縄文	!	'	1		1
	遺跡群」の南の玄関口であり、また、平泉―仏国土(浄土)を	!	'	1		1
	表す建築・庭園及び考古学的遺跡群―(平泉町)」、「明治	!	'	1		1
	日本の産業革命遺産―製鉄・製鋼、造船、石炭産業(釜石	!	'	1		1
	市)」に続く県内3番目の世界文化遺産となることから、御	!	'			l
	所野遺跡の認知度が高まれば、縄文遺跡群構成資産内での流	!	'	1		1
	動だけでなく、県内他地域への波及効果も大いに期待される	!	'	1		1
	と考えております。	!	'	1		1
	当町では、今後増加が見込まれる観光客のおもてなしに向	!	'			l
	けて、物販、飲食、観光案内等の機能を備え、交流の拠点と	!	'	1		1
	なる新たな観光施設「道の駅」の整備実現に向け取り組んで	!	'			1
	おります。	!	'	1		1
		!	'	1		1
		!			, <b>[</b>	1

整備にあたっては、縄文遺跡群全体や他の世界文化遺産、 県北圏域をはじめとする県内観光地などの広域観光拠点・経 節点としての機能を付加することにより、世界文化遺産登録の効果を県北圏域さらには県全域の地域振興に波及させることが可能となると考えます。 つきましては、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺野群」の県内唯一の構成資産である御所野遺跡の地域振興へら活用に向け、下記の事項について特段の御高配を賜ります。うお願いいたします。 記 2 町が実施する「道の駅」等の整備に対し、広域観光振りや県北圏域の地域振興の観点から、その拠点づくりに関し 政的支援を行うこと。	古		
--	---	--	--

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に 3 ガイダンスセンター設置については、既存の施設 |よる御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について | や、現在計画している施設の活用を含め、当該セン 要旨

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録による|のような対応が可能か、検討していきます。(B) 県内唯一の構成資産である御所野遺跡を活用した地域振興へ |の取組について、特段の御高配を賜りますよう要望いたしま ||4 || 県では、御所野遺跡の世界遺産登録を記念し、一

#### 内容

既にご存じのとおり、7月に開かれた世界遺産委員会にお前授業に加え、教員を対象にした研修会の実施を検討 |いて、一戸町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺|するほか、地元産業界や周辺市町村と連携して、お土 |跡群| が世界文化遺産へ登録となりました。このことは、こ |産品の開発、インバウンド対応やガイドカ向上をテー |れまで長きにわたり登録実現に向け取り組んできた関係各位||マにしたおもてなし研修を行うなど、その価値につい や町民の成果であり、岩手県を始めとした当町の取組への支「て県民の理解を深める取組を進めていきます。 |援による結果であるものと深く感謝申し上げるものでござい| また、遺跡に係る一層の認知度向上を図るため、東 ます。

この世界文化遺産登録により、今後はその活用に重点を置一イベントや、東北デスティネーションキャンペーンに くこととなりますが、御所野遺跡は「北海道・北東北の縄文|よるPR活動に取り組んだところであり、今後も、国 遺跡群」の南の玄関口であり、また、平泉―仏国土(浄土)を 内外からの来訪者の増加を見据え、4道県や貴町と連 |表す建築・庭園及び考古学的遺跡群―(平泉町)」、「明治|携し、首都圏でフォーラムの開催や、ホームページの 日本の産業革命遺産―製鉄・製鋼、造船、石炭産業(釜石 |市)」に続く県内3番目の世界文化遺産となることから、御 |す。(A) |所野遺跡の認知度が高まれば、縄文遺跡群構成資産内での流 動だけでなく、県内他地域への波及効果も大いに期待される と考えております。

当町では、今後増加が見込まれる観光客のおもてなしに向 けて、物販、飲食、観光案内等の機能を備え、交流の拠点と |なる新たな観光施設「道の駅」の整備実現に向け取り組んで おります。

ターの性格や内容を具体的に伺いながら、県としてど

戸町における総合イベント「御所野縄文ウィークス」 |をはじめ、県内各地でパネル展やセミナーを開催する とともに、県内の児童・生徒を対象にした世界遺産出

京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関連 多言語化による国内外への情報発信を強化していきま

県北広域振 経営企画部 A:1 興局

B:1

整備にあたっては、縄文遺跡群全体や他の世界文化遺産、県北圏域をはじめとする県内観光地などの広域観光拠点・結節点としての機能を付加することにより、世界文化遺産登録の効果を県北圏域さらには県全域の地域振興に波及させることが可能となると考えます。 つきましては、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の県内唯一の構成資産である御所野遺跡の地域振興への活用に向け、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。			
3 縄文遺跡群の南の玄関口として、また、岩手県内の世界遺産の結節点としての施設をガイダンスセンターとして町と共同で設置いただきたいこと。 4 「北海道・北東北の縄文遺跡群」への県民の理解を深める取組を行うとともに、例えば、小中学生の遠足などで必ず御所野遺跡を訪れる機会をつくること。			

## 2 北岩手循環共生圏を通じた取組への支援について 8月6日

北岩手9市町村で結成した「北岩手循環共生圏」を通じた (2019~2028)」の「北いわて産業・社会革新ゾーン |市町村の取組への支援について、特段の御高配を賜りますよ|プロジェクト」では、豊かな地域資源を生かした交流 う要望いたします。

## 内容

循環共生圏」は、2019年に北岩手9市町村を含む12市町村と て、これまで、地域の取組の展開を支援してきたとこ |神奈川県横浜市との間で締結した「再生可能エネルギーの活||ろであり、引き続き、様々な手法による支援を検討し |用を通じた連携協定||を契機とするもので、令和2年度版環 ていきます。 |境白書にも掲載されるなど全国的にも先駆的な取組として注 目されております。

このことにより、再生可能エネルギーは現在及び将来の地口等の多様な主体が連携・協働し、役割を分担しなが |域資源と位置づけることができ、それを活用して岩手県の約||ら、実現に向けた取組を進めていくことが重要である |3倍の人口を有する横浜市と北岩手9市町村との間で、ヒ |ト、モノ、カネの循環が活性化されることにより岩手県とし |ても重点化している県北地域の活性化に多大な効果をもたら すことが期待できると考えております。

当町では平成21年以来、横浜市元町地区にアンテナショッ 等の展開など、再生可能エネルギー導入促進に向けた プ「Natural Essay」を運営してきており、その活動により |育まれた人脈やノウハウを有していることに加え、特定規模 |電気事業者である「御所野縄文電力」が立地していることか|2 北岩手9市町村と共に協議及び研究する機会につ |ら具体の活動を開始し易い環境にあります。また、今年、御||いては、今年度、再生可能エネルギーの理解促進のた 所野縄文電力へ一戸町が出資し株式の一部を取得したほか、 4月からは町職員を横浜市に派遣するなど再生可能エネル |ギーを活用した取組を強化しておりますが、確実な成果を得|ころです。引き続き、各市町村での再生可能エネル |るためにも、北岩手他市町村との連携を深め物販や観光PRな||ギーの導入や利活用等について意見交換を行いなが |どをはじめとして、早急に経済的な利点を得るための取組を | ら、取組を推進していきます。 |強力に推進する必要があると考えております。

1 北岩手9市町村は、再生可能エネルギーの高いポ テンシャルを有する地域であり、「いわて県民計画 人口の拡大や、再生可能エネルギー資源を生かした地 域振興を図ることとしています。

県としては再生可能エネルギーの導入を促進するた 昨年、当町を含む北岩手9市町村により結成した「北岩手」め、北岩手の市町村が連携して実施する事業に対し

> なお、市町村が行おうとする事業は、市町村が主体 となることを基本としつつ、市町村や県、企業・団体 と考えており、各市町村とも密接に連携を図りなが |ら、様々な取組を進めていきます。

> また、国に対しては、自立・分散型エネルギー供給 体制の確立に向けた施策の展開や、送配電網増強施策 |措置等を要望しているところです。(B)

> |め、県と北岩手9市町村との担当職員間の勉強会を開 |催することとしており、先日、第1回目を開催したと

なお、プロジェクトの取組を推進するため、北いわ |て13市町村や企業等の産学官で構成する連携組織を設 県北広域振 経営企画部 B:2 興局

そのことによって、これまでの特に県北地域における素材 立したところであり、今後、北いわてにおける分野毎 生産や下請け構造といった枠組みを越え、県北地域の豊かな 及び分野横断的な産学官連携のネットワークの構築や 地域資源を活用した新たな価値を生み出す可能性があると感地域課題の解決に繋がるプロジェクト等の企画立案、 じており、岩手県におかれましても、再生可能エネルギー資実践、調査研究などを行うこととしております。 |源の利用促進や交流人口の拡大など「北いわて産業・社会革| 引き続き、貴町のお話もうかがいながら、地域課題 新ゾーン」の推進による北岩手の振興を目指す方向は、この の解決に繋がる取組を推進してまいります。 (B) 取組に完全に一致するものと認識しております。

つきましては、この「北岩手循環共生圏」を通じた取組に 対し、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願 いいたします。

記

|1 横浜市で実施する9市町村・特産品のPRや紹介イベン ト、販売機会の創出、再生可能エネルギーの供給拡大など、 北岩手の市町村が連携して実施する事業に対し財政的支援を 行うこと。

なお、構成市町村各々の事情が異なる中での取組になること が想定されることから、個別事業の枠組みには柔軟に対応い ただきたいこと。

2 再生可能エネルギーを活用した地域振興方策について、 北岩手9市町村と共に協議及び研究する機会を設けるととも に、県と市町村の役割に応じて、有識者等の任用による市町 村への支援や、再生可能エネルギー利用に関心のある県内外 の企業への発信及び連携強化に取り組んでいただきたいこ

# 3 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について 8月6日

岩手県立一戸病院の医療体制の充実について、特段の御高 | 「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処 配を賜りますよう要望いたします。

## 内容

岩手県立一戸病院は、開設以来、当町唯一の総合病院とし て、地域住民の健康増進と医療の確保に大きく貢献していた だいており、深く感謝申し上げます。また、令和元年度は、 一般科病棟の機能再編による、地域包括ケア病床の新設と、 重度認知症患者デイ・ケアを開始していただくなど機能強化 |が図られ、さらに本年4月には在宅医療科と認知症疾患医療|おり、引き続き、感染症の状況を踏まえた医療体制の センターが設置されたところであり、医療体制の充実に対す「確保に努めていきます。 る日頃の県当局の御尽力に対し、重ねて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策において、一戸病院 | 染症対応の強化のため、一戸病院に看護師1人を措置 |は県北部における感染症指定医療機関として、県内感染者の|しているほか、応援体制強化のため、中央病院及び県 |治療拠点となっており、日頃、新型コロナウイルス感染症へ||北圏域に看護師8人を措置しています。(B) 対応する医療従事者皆様の献身的な業務遂行には深く敬意を 表するものでありますが、ひとたび感染症患者が発生した場 2、3 合には治療にあたる医師等医療従事者について、現状より多 |くの人員配置が必要となることから、有事に備えた体制整備||点で前年同期と同数の常勤医師8名体制(育児休業1 が不可欠と考えます。

現状の一戸病院の外来診療につきましては、眼科が平成20 休止となっている泌尿器科及び眼科の診療再開に向 年1月に、泌尿器科が平成27年4月に休止されました。人工 けた医師の配置並びに整形外科及び耳鼻咽喉科の常勤 |透析患者など、長期的な療養を必要とする患者は二戸市や盛||医師の配置及び外科の常勤医師の増員については、関 |岡市などへの通院を余儀なくされており、移動手段が限られ||係大学に対して医師の派遣を強く要請していますが、 る高齢患者にとっては身体的・経済的負担も大きいことか ら、身近な存在である一戸病院の外来診療再開を誰もが望んり、新たな派遣は非常に困難な状況です。 でいるところであります。

1 新型コロナウイルス感染症対策については、国の 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」及び 方針」を踏まえ、二次保健医療圏毎に医療提供体制を 構築しており、二戸病院、一戸病院及び軽米病院にお いて相互に職員の応援体制をとるなどして対応するこ ととしています。

医師の確保については、二次保健医療圏の役割分担 のもと、県立一戸病院に院内感染対策等を専門的に取 |り扱うICD(インフェクション・コントロール・ド |クター)を1名配置するなど医療体制の確保に努めて

医師以外の医療従事者については、令和3年度は感

県立一戸病院の精神科については、令和4年1月時 名を除く)を維持しているところです。

|派遣元の大学においても医師の絶対数が不足してお

県においては、引き続き、関係大学等に医師の派遣 |を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘活 動や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、

県北広域振 保健福祉環 B:3 興局 境部

また、常勤医師の不在により、整形外科が平成28年4月か一必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んで ら、耳鼻咽喉科は本年4月から応援診療となりました。外科 いきます。(B) 医師も不足しており、平成24年5月には外科入院の受け入れ がなくなっております。北陽病院時代から盛岡以北の精神医 療の拠点として長い歴史を有する精神科につきましても、精 神科医師の不足により、平成25年5月に精神科救急の常時対 応施設から病院群輪番施設に変更されております。 全ての地域住民の願いは、住みなれた地域で生き生きとし た生活を送ることであり、そのためには医療の維持・確保が

不可欠です。当町の山間部には管内の基幹病院まで片道1時 間以上を要する地区もあることから、一戸病院で相次ぐ診療 体制の縮小・変更に、地域住民は大きな不安を感じ、重大な 関心を寄せているところです。

つきましては、一戸病院の医療体制の充実に向け、下記の 事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたしま

記

- 1 新型コロナウイルス感染症などの感染症治療を想定した 医療体制構築のため医師等医療従事者の確保を通常時から行 うこと。
- 2 泌尿器科外来など、休止されている診療科を再開するこ
- 3 常勤の整形外科医師及び耳鼻咽喉科医師を確保するとと もに、外科医師及び精神科医師を増員すること。

8月6日

4 岩手県立一戸高等学校の学級数維持及び機能充実等につ いて

# 要旨

二戸学区の中学生の多様な進路希望をかなえるとともに、 |地域の将来を担う人材の育成を図るため、岩手県立一戸高等||産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、 |学校総合学科の学級数維持及び機能の充実について、特段の||地域の社会情勢や産業振興の動向等を踏まえながら、 御高配を賜りますよう要望いたします。

#### 内容

「新たな県立高等学校再編計画後期計画」において、これ |まで要請してきた一戸高等学校の学級数維持及び機能の充実 | てより良い教育環境の整備等に課題が残ることが懸念 |を決定いただき感謝申し上げます。

二戸学区では、中学卒業予定者が減少する中で、他の学区 |のように複数の専門学科高校に多数の専門学科を設けること||り産業等が集積されており、地域産業を担う人材の育 |が困難となっており、生徒の多様な進路希望をかなえるため||成とともに、高齢化社会に対応した介護福祉人材等の |には、様々な系列講座を開設できる総合学科の充実を図るし|育成も求められている現状にあり、早期に専門教育を かない状況です。

特にも、一戸高等学校は、二戸学区唯一の総合学科高校と 校をつくるべき等の意見もいただいているところで して地域に根ざした教育に積極的に取り組むとともに、福祉」す。 |分野や食産業分野など、地域を担う人材の育成にも大きく寄 | 以上のことから、地域の将来を見据えて一戸高校と福 与していただいており、地域にとって必要不可欠な存在と なっています。

町といたしましても、一戸高等学校の魅力ある学校づくり教育の拠点となる学校を新たに設置することによっ |を支援するため、生徒の海外派遣、なぎなた選手の大会派遣| て、専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う教 |や「華一(はないち)同好会」への補助などを実施し、IG||育環境を整備し、地域を支える人材の増加に繋げてい |Rいわて銀河鉄道の通学定期購入者への運賃助成の対象者を||きたいと考えているものです。 町外からの通学者にも拡大しております。これらの支援は各 家庭の負担軽減に加えて、総合学科の特色を活かした地域学校総合学科の系列維持を想定しており、新設校の校 |の習得と、なぎなた競技、「華一」等の魅力ある活動に繋が||名、校舎、学科の構成等、具体の内容については、今 |り、町内や二戸学区内にとどまらず、県外も含めた地域の中|後設置される統合検討委員会において意見を伺いなが 学生にも訴求できるものと考えますので、その受け入れを検しら検討することとしています。

令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編 計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に 加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域 地域の学校をできる限り維持し、多様な分野の学びも 確保することとしています。

他方で、生徒数が減少する中にあっては、望ましい |学校規模の確保による教育の質の保証や、生徒にとっ されます。

二戸地域においては、高い技術力を有するものづく 集約し、二戸地域における専門教育を担う魅力ある学

|岡工業高校を統合し、両校の各専門分野に関する特色 ある学科等の機能を維持しつつ、二戸ブロックの専門

計画では、統合後の新設校においても現行の一戸高

県北広域振 県北教育事 A:1、 興局 務所 B:2

討する必要もあると感じております。

つきましては、一戸高校を志願する中学生の増加及び卒業□地域や地域産業を担う人材育成等に向けた教育環境の |後の多様な進路の実現と、地域の将来を担う人材の育成を図 ||整備に取り組んでいきたいと考えています。 (B) るため、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお 願いいたします。

記

- |1 引き続き一戸高等学校総合学科の1学年3学級を維持す |に基づきながらも、学校の特色、現状等を勘案して教
- |2 法律に基づく教員定数以上に教員の加配を行い、総合学 科の特色を生かした現在の各系列講座を維持すること。
- |3 一戸高等学校の特色や魅力を県内だけでなく県外にも積||入試から県教育委員会との間で協議が整った学校につ 極的に発信し、県外からの生徒の受入れを進めること。
- 「新たな県立高等学校再編計画後期計画」で示された福 | 高校を含む 7 校で受入れを実施したところです。県外 |岡工業高校との統合にあっては、地域における多様な進路実 |への情報発信については、各学校及び県教育委員会の 現のため希望に応じることができる学科配置を行うととも |に、これまで両校が果たしてきた機能を継承していただきた||校の紹介を掲載したパンフレットも作成し発信してい いこと。

今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、

- 2 教職員の配置については、高等学校の教員定数を 決める標準法に基づいて定数を定めた上で、一戸高校 には総合学科校としての多様なカリキュラムを実現す るために1名の加配を行っています。今後も、標準法 職員配置を検討していきます。(B)
- 3 県外からの生徒の受入れについては、令和2年度 いて受入れを開始しており、令和3年度入試では一戸 ホームページで行うとともに、県教育委員会では各学 きます。(A)

5 二戸保健福祉環境センターへの常駐の児童福祉司の配置 県では、増加する児童虐待に対応するため、平成30 県北広域振 保健福祉環 B:2 について 年度から令和元年度にかけて県北駐在児童福祉司を2 興局 境部 要旨 名増員したほか、令和3年度は児童福祉司を4名増員 児童虐待等に迅速に対応するため、二戸保健福祉環境セン し、このうち二戸地区を管轄する福祉総合相談セン |ターへの常駐の児童福祉司の配置について、特段の御高配を|ターについては児童福祉司を3名増員し、より迅速な 賜りますよう要望いたします。 対応が可能となるよう組織体制の強化に取り組んでい るところです。 内 容 児童虐待等への対応については、虐待通告後48時間 近年、全国的に児童虐待の相談件数が急増しており、厚生<br />
以内の安全確認は複数人での対応を求められるなど、 |労働省の調査によると、令和元年度に全国の児童相談所が対|専門性を有する職員による組織的な対応が必要である 応した児童虐待の相談件数は193,780件で、統計開始後過去 ことから、要望のありました二戸地区への駐在職員の 最多であった30年度をさらに3万4,000件余りも上回る結果 |配置は現時点では困難でありますが、児童福祉法施行 となっています。 今の一部改正により児童福祉司の配置基準が人口3万 当町においては、要保護児童対策地域協議会への登録件数人に対して1人に引き上げられたことや虐待相談対応 |は、令和元年度末が14件、2年度末は17件と増加傾向にある||件数の状況等を踏まえ、引き続き児童相談所の体制強 |とともに、対応ケースが複雑化し、ケース終結まで長期化す|化を進め、その中で二戸地域における体制についても 検討していきます。 るなど、対応に苦慮する事案も発生しております。 当町では、健康子ども課の一般職員と福祉課の社会福祉士 が虐待やネグレクト等の緊急案件に対応していますが、その 際、一時保護と措置の権限を有する児童相談所との連携が不 可欠であります。 当町は盛岡市の福祉総合相談センターの管轄で、当町を含 | す。県北圏域8市町村の案件については久慈市の県北広域振興 局保健福祉環境部に駐在する児童福祉司が対応することと なっており、昨年度において3名から4名体制に増員してい |ただいたところでありますが、久慈市から一戸町までは車で 片道1時間以上の移動時間がかかること、児童虐待相談件数 の増加に歯止めがかかっていないこと等を考慮すると、二戸 地区に児童福祉司を駐在させ、移動時間をかけずに迅速に対 応できる体制を構築することが急務であると考えます。 つきましては、児童虐待等に迅速に対応するため、下記の 事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたしま

記

1 二戸保健福祉環境センターへ常駐の児童福祉司を配置す

ること。

8月6日	6 一戸都市計画道路上野西法寺線第三期工区の早期整備に		県北広域振	土木部	A:1,
	ついて	じ)線の第三期工区については、平成29年度に事業に	興局		B:1
	要旨	着手したところであり、現在、用地取得を進めている			
	一戸都市計画道路上野西法寺線第三期工区の早期整備につ				
	いて、特段の御高配を賜りますよう要望いたします。	に努めていきます。 (A)			
	内容	  2 第三期工区の排水計画については、令和2年度か			
	一戸都市計画道路上野西法寺線の整備につきましては、県				
	当局の御尽力により、平成29年度に第三期工区に事業着手さ				
	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	た必要な対策を検討するとともに、第3期工区の排水			
		計画に係る関係機関との調整を進めていきます。			
	線により東西に分断されており、さらにそれぞれを連絡する				
	道路が狭隘であることから、町の発展に大きな障害となって				
	おります。河川と鉄道の東側(新市街地側)には、国道4号				
	が南北に走るほか、県立一戸病院、町総合保健福祉セン	水箇所を注意喚起するためのソフト対策を実施しまし			
	ター、町特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホー	た。			
	ム、町コミュニティセンター・図書館、大型ショッピングセ				
	ンター「イコオ」、町立小中学校などが立地しており、西側				
	(役場側) にも、町役場・体育館・武道場、町運動公園など				
	の公共施設が立地しています。これら主要な公共施設及び商				
	業施設の、町民及び町外からの利用者の利便性を高めるため				
	にも、分断されている東西市街地を連絡する幹線道路の早期				
	整備が強く求められております。				
	第三期工区が完成すれば、地域の救急医療や防災活動がよりに過ぎることをなるとします。東西による名性部との				
	り円滑に行えるようになるとともに、東西にある各施設への				
	アクセスはもちろん、令和2年度に開通いたしました一般県 道一戸浄法寺線(中里地区)の整備効果とも相まって町西部				
	0   一戸伊伝寺線(中重地区)の整備効果とも作まって町四部   の鳥海地区への交通の利便性も飛躍的に向上するものと、そ				
	の効果を大いに期待しているところです。				
	また、かねて要望しております一般県道一戸浄法寺線の排				
	水対策にあわせて、第三期工区の整備でも万全な排水対策が				
	行われることを地域住民は強く望んでおります。				
	つきましては、事情御賢察の上、下記の事項について特段				
	の御高配を賜わりますようお願いいたします。				
	記				
	  1 一戸都市計画道路上野西法寺線第三期工区の早期整備を				
	図ること。				
	2 一般県道一戸浄法寺線に排水が集中することのないよ				
	う、万全の排水対策を講じること。				
	1	1			Ī

# 8月6日

7 学校における情報化の推進について

学校における情報化の推進について、特段の御高配を賜り込むことや岩手大学及び岩手県立大学と連携した「い ますよう要望いたします。

## 内容

令和2年度から順次実施されている小・中学校の新学習指 り組み、引き続き研修内容の充実及び研究成果の普及 導要領では、「情報活用能力」が、言語能力や問題発見・解 に努めていくとともに、適切な人材配置や研究指導に |決能力等とともに学習の基盤となる資質・能力として位置づ||努めていきます。(B) |けられ、教科等横断的な視点に立って育成していくべきもの |とされました。また、各学校において、コンピュータや情報 | 2 GIGAスクール構想実現に向けた財政支援等の |通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環 | 拡充について国に要望している他、令和3年5月に文 |境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るこ||部科学省において改訂された「教育情報セキュリティ |と、小学校においてプログラミング関係の学習活動を計画的|ポリシーに関するガイドライン」に基づき、都道府県 に実施することなどが定められました。

当町では昨年度、令和元年度に引き続く町立学校における┃できるよう財政措置について、引き続き国に要望して |校内の無線LAN整備の設備増強を行ったほか、1人1台の||いきます。(A) タブレット端末を整備し、新学習指導要領の実施に必要な I CT環境が整いつつあります。

|これを受け、今までにも増して整備された機器を適切に管理||向けた研修を行っており、引き続き研修内容の充実に し、且つ、教育課程で有効に活用できる人材の必要性が高 まっているものと認識しております。当町といたしまして |は、他市町村に先んじて充実させた町立学校のICT環境や||充にも努めていきます。(B) 当町をフィールドとしていただいてる「いわて学びの改革研 |究事業|| から得られた知見を十分に活用して児童・生徒の情 | 3 || 岩手県学校教育ICT推進協議会の統合型校務支 |報活用能力を育成し、GIGAスクール構想の目指す環境下||接システム検討ワーキンググループにおいて、他県等 |でも他市町村のモデルとなるような学習活動を積極的に展開||の先行事例等を参考にしながら、市町村等が運用して してまいりたいと考えております。

| また、児童・生徒や教職員が安心してICT環境を活用し||ための新たなネットワーク構築、およびそれらに係る ていくためには、不正アクセス防止等、充分な情報セキュリ 費用負担等の課題について、協議しながら慎重に進め ティ対策が急務となっています。全国市町村の首長部局で |は、国の主導により自治体情報セキュリティクラウドを都道 府県単位で構築してセキュリティレベルを大幅に向上させた ところであり、児童・生徒の個人情報が集まる学校において も、国の主導による抜本的なセキュリティ強化や、情報を取 り扱う教職員への情報セキュリティ教育の更なる充実が求め られます。

1 授業でのICT活用を推進するため、新たな研修 講座を設けるほか、初任者研修や教職員研修等に組み わて学びの改革研究・普及事業」を継続することで、 教員のICT活用指導力の向上やICTを活用した主 体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取

や市町村において、早急に十分な対策を講じることが

また、県教育委員会では、教員を対象に、情報セ キュリティをはじめとする情報モラルの指導力向上に 努めるとともに、無線LAN整備や1人1台端末整備 等のICT環境の整備に即した研修内容となるよう拡

いる現在の校務支援システムと新しいシステムとの整 合性等に関する十分な調整、セキュリティを確保する ていきたいと考えています。(B)

県北広域振 県北教育事 A:1、 興局 務所 B:3

さらに、市町村立学校の事務処理を支える校務支援システムにつきましては、これまで各市町村がそれぞれパッケージ製品を導入して運用してきたところですが、教職員は市町村を跨いでの異動があること、小・中・高のデータ連携および児童・生徒の県内での転居に伴う市町村間のデータ引継に鑑みてシステムが統一されていることは更なる業務負担軽減に寄与し、県立学校と市町村立学校が校務支援システムをクラウドで共同利用することが可能となれば、教職員の負担軽減のみに留まらず、システム運用コスト縮減やセキュリティのと考えます。 できましては、学校における情報化を推進するため、下記では、学校における情報化を推進するため、下記では、学校における情報化を推進するため、下記では、学校における情報化を推進するため、下記では、特別でなどの場合によります。

つきましては、学校における情報化を推進するため、下記 の事項について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げ ます。

記

- 1 各教科等の特質に応じてICTを有効に活用した授業のできる教員の育成を進めるとともに、全ての市町村立学校においてICTを活用した教育課程が円滑に展開されるよう、地域間の均衡に配慮して核となり得る人材を置くなど、適切な人材配置や研究指導を行うこと。
- 2 学校における情報セキュリティ確保について、技術的支援や財政的支援などの抜本的な対策を講じるよう国に働きかけるとともに、教職員に対する情報セキュリティ教育を拡充すること。
- 3 県立学校と市町村立学校が共同利用可能な校務支援システムの導入について、他都道府県の導入状況や県内市町村の 意向を踏まえ、早急に検討すべく岩手県学校教育ICT推進 協議会の取り組みを加速されたいこと。

8月6日	8 いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の予算確保		県北広域振	農政部	B: 1
		園芸、畜産等の中心経営体の規模拡大や、地域資源を	興局		
	要旨	活用した6次産業化等の取組について、必要な機械・			
	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の十分な予算				
		は、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成			
	す。	もメニューに加え、意欲ある担い手の経営発展を支援			
		しております。			
	内容	県では、できる限り要望に応えるため、当初配分後			
	当町では、トマト、りんどう、レタス、葉たばこ、畜産な				
	どの重点品目について、いわて地域農業マスタープラン実践				
	支援事業を活用して生産施設や生産管理用機械を整備し、栽造工作のは、などには、				
	培面積の拡大や労働時間の削減によって農家収入の確保や農				
	家経営の安定を図るなど、産地確立に向けた積極的な取組を				
		た取組ができるよう、地域の要望を踏まえ予算の確保			
	近年の当町における農業の状況は、高齢化に伴って栽培面はなります。	に劣めて参りよす。(B)			
	積を縮小する農家や廃作する農家もおりますが、一方では、				
	規模拡大を志向する担い手農家もおり、意欲的な担い手に農場が集積されて温泉によります。				
	地が集積される過程にあります。 また、通年で農業所得を得るため、夏季にはトマト、りん				
	また、通年で展業所存を待るため、夏季には下マト、りん  どう、レタス、葉たばこなどを栽培し、冬季には菌床しいた				
	とり、レダス、果たはこなどを栽培し、冬学には圏床しいた  け、促成アスパラガスなどを栽培する作型に取り組む生産者				
	10、 に成				
	か増加しており、一後、これらの品目の生産かららに拡入り   るものと見込んでおります。				
	このような規模拡大を志向する農家や冬季の栽培にも取り				
	組む農家から、パイプハウスなどの生産施設整備やトラク				
	ターなどの生産管理用機械整備への本事業による支援要望が				
	多く寄せられており、それらの要望に的確に応えていくこと				
	により、担い手農家を中心とした園芸産地の構築を図りたい				
	と考えております。				
	していたです。 つきましては、担い手農家の意欲を高め地域農業の振興を				
	図るため、下記の事項について特段の御高配を賜りますよう				
	お願いいたします。				
	記				
	· ·				
	1 いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の予算枠を				
	確保すること。				
1			I	I	I

#### 8月6日 9 農業基盤整備事業の予算確保について

配を賜りますよう要望いたします。

# 内 容

当町における農業基盤整備につきましては、平成21年度にすべり地帯の対策工法の概略設計を実施しました。 採択され令和5年度の完成を目指す鳥海地区圃場整備事業 |や、平成25年度に採択され令和7年度の完成を目指す農道上|競争力の強化はもとより、法人経営体の設立や農地の |野線二期事業につきまして、県をはじめ関係各位の御理解と|集積・集約化が図られるなど、地域農業の維持・発展 |御協力の下、事業を推進していただいており、鳥海地区圃場 |を図るうえで重要であるため、今後も計画的に推進し |整備については面工事を終え、事業完了が目前となっており | ていく必要があります。 ます。

農業基盤整備は、事業計画どおり着実に推進することに よって、受益農家等の活性化に大きな効果を見込むことがでしており、今後も引き続き国に要望していきます。 きるため、事業スケジュールへの影響を考慮いたしますと、 安定的な当初予算の確保が重要となってまいります。

特にも、鳥海地区では、令和2年6月に農事組合法人鳥海 2 基盤整備の実施要望について、県では、これまで |ファームを設立し、新たな圃場での集落営農に取り組み始め | 一戸町駒木地区(こまきちく)及び姉帯地区(あねた ており、今後も事業計画どおり着実に推進することによっ て、地域の活性化に大きな効果を見込むことができますが、 |計画に大幅な遅れを生じた場合には、法人経営や農地集積・||導入等を内容とする営農ビジョンの作成を支援してき 集約に悪影響が及ぶ恐れがあります。

また、当町においては、圃場整備実施を目指し、地区内で 令和4年度からは、調査計画事業に着手する予定と 合意形成を進めている調査計画申請準備地区が2地区あり、 |農家の高齢化が進む中にあって農地の区画拡大による農作業|取り組んでいきます。 の効率化、担い手への集積・集約化等、中山間地域における |所得の確保及び農業農村の維持のため、農業基盤整備への期||くの基盤整備の実施要望が寄せられている実情を踏ま 待は非常に高いものとなっております。

つきましては、事情御腎察の上、下記の事項について特段 後も国に対して必要な予算の確保を要望していきま の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 鳥海地区圃場整備事業及び農道上野線二期事業を事業計 画どおり着実に推進するとともに、当初予算に事業費を全額 計上できるよう、今後も引き続き国に対し必要な予算確保を 働きかけること。
- 2 中山間地域における所得の確保及び農業農村の維持に資 する圃場整備の実施要望に応えるため、早期の事業採択及び 必要な予算を確保すること。

1 ほ場整備事業鳥海地区(ちょうかいちく)につい ては、令和3年度をもって地区全域の区画整理工事と 農業基盤整備事業の十分な予算確保について、特段の御高一暗渠排水工事を終え、令和5年度完了に向けて着実に 進めています。

> また、農道整備事業上野2期地区(うわの2きち く) については、令和3年度は未着工となっている地

> 農業生産基盤の整備は、生産コストの低減など農業

こうしたことから、県では、繰り返し国に対して農 業農村整備事業関係予算の十分な確保等について要望 (B)

いちく)における基盤整備の実施に向けた話し合いに 参加し、担い手の明確化や農地の集積、高収益作物の ました。

しており、地区採択に向けて事業計画書の策定作業に

また、駒木地区や姉帯地区を含め、県内各地から多 え、計画的に推進していくことが重要であるため、今 す。 (B)

県北広域振 農政部 興局

#### 8月6日 10 県北広域の製造業の競争力強化について

県北広域の製造業の競争力強化について、特段の御高配を 向上等に資する設備導入を支援しているところです。 賜りますよう要望いたします。

## 内容

県北広域における製造業の競争力強化につきましては、企成、物流の効率化、部材点数の削減など、要望の趣旨 業立地促進奨励事業費補助金の補助率引き上げや県北広域産 に沿った活用も可能と考えています。 業力強化促進事業費補助金の創設などにより、生産性向上や また、企業の事業活動に対する支援については、商 |技術力向上を図る設備投資等に対して手厚く支援していただ||工観光振興資金や小口事業資金などに加え、県北地域 いており、深く感謝申し上げます。

当町を含め、県北広域の製造業は、その多くが誘致企業と置を設けた中小企業成長応援資金といった各種融資制 して立地しており、国内の主要な製造拠点となっております 度も整備しているところです。(B) が、主な取引先や協力企業等が遠方にあることが多く、競合 他社に比べ、様々な面で距離のハンデを負った状況にありま

例えば新規受注や取引拡大を図る場合には、遠方の発注者 や協力企業等との調整が必要になりますが、試作品の作製ひ とつとっても競合他社より時間と費用がどうしても多めにか かるため、新規受注や取引拡大に向けた活動を増やしにくい 状況となっています。距離のハンデが反映されやすいこのよ うな活動を活性化する支援が行われれば、立地条件の不利を 克服して取引を拡大しやすくなり、設備投資等を支援する既 存制度もより有効に活用されるようになるものと思われま

つきましては、県北広域の製造業の競争力をより一層高め るため、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお 願いいたします。

記

1 新規受注や取引拡大を図る取組に要する経費への補助 や、物流効率化に向けた共同研究の支援など、県北広域の製 造業が負っている距離のハンデの克服に向けた新たな支援策 を講じること。

県では、平成29年度に県北広域産業力強化促進事業 費補助金を創設し、県北広域の中小企業による生産性 当該補助金はサプライチェーンの強化に資する設備導 入についても補助対象としており、県内外の企業との 新たな協業や取引拡大のほか、地域クラスターの形

の企業支援のため、利子負担の引き下げによる軽減措

県北広域振 経営企画部 B:1 興局

# 11 障害者支援施設「中山の園」の改築整備について 8月6日

中山の園の改築整備にあたっては、地域における共生社会|験者や福祉・医療の関係機関・団体等で構成する「中 の具現化等に寄与してきた地域住民等の貢献に配慮した検討山の園整備基本構想・基本計画策定委員会」を設置 |をすることについて、特段の御高配を賜りますよう要望いた | し、施設の改築整備に向けた方向性等についての検討 します。

#### 内 容

|各地から入所者等を受入れ、岩手県における障害者支援施設||の中でも、特に、県内全域からの入所ニーズへの対応 の中核として障がい者福祉の向上に寄与して頂いているとこ や、入所者の積極的な地域への移行等の取組が高く評 ろであります。

また、奥中山地域には民間の障害者支援施設もあることなば、地元地域の十分な理解と協力によるものと認識し |どから、障がい者と地域住民の交流等が日常的に行われてお||ています。 り、当地域は「福祉の里」として、広く知られるところであし ります。

現在、岩手県においては、施設の老朽化や入所者等の高齢一つ、地元の一戸町、施設運営者である岩手県社会福祉 化に対応した改築整備をするため、中山の園整備基本構想・ |基本計画検討委員会を設置して検討されていると承知してお |応し、中山の園が入所者にとってよりふさわしい施設 |ります。改築整備にあたっては、入所者等にとって望ましい||となるよう検討を進めていきます。 (B) 施設を第一に考慮することは当然でありますが、開設以来、 地域住民との様々な形態による交流等を通じて障がい者への 理解の促進が図られ、当地域における共生社会が具現化され てきたことは、地域及び地域住民の貢献が大きかったものと 認識しているところであります。

つきましては、中山の園の改築整備の検討にあたって、下 記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたし ます。

記

1 中山の園の改築整備の検討にあたっては、共生社会の具 現化等に寄与してきた奥中山地域及び地域住民の貢献に配慮 しつつ、入所者等にとって望ましい施設のあり方を検討する こと。

県では、中山の園の施設・設備の老朽化や、入所者 の高齢化に伴う介助の増大等の課題を踏まえ、学識経 を進めてきたところです。

これまでの検討において、中山の園の現状と課題と 併せて、中山の園がこれまで地域で果たしてきた役 中山の園は、昭和54年に当町奥中山地域に開設以来、県内 割・機能等についても整理及び評価を行っており、そ 価されたところですが、これらの取組の成果について

> 今後も、これまでの地元地域の理解と協力や、中山 の園との間で行われてきた交流の経緯等を踏まえつ 事業団とも緊密な連携を図りながら、課題に適切に対

県北広域振	保健福祉環	В	:	1
興局	境部			

8月6日	12 広域連携道路網の整備について	一般県道一戸浄法寺線の御要望の箇所については、	県北広域振	土木部	B: 1
	(1) 一般県道一戸浄法寺線の排水対策について	道路利用者の安全を確保するため、貴町の意見を踏ま	興局		i I
	要旨	え、道路利用者に冠水箇所を注意喚起するためのソフ			i I
	一般県道一戸浄法寺線の排水対策について、特段の御高配	ト対策を実施しました。			i I
	を賜りますよう要望いたします。	また、一戸都市計画道路上野西法寺線第三期工区に			i
		おいて、引き続き排水対策を検討していきます。			i I
	内容	(B)			i I
	一般県道一戸浄法寺線は、当町の中心部から鳥海地区を経				i
	由して旧浄法寺町を結んでおり、人的・物的交流促進や産業				i
	振興など、県北地域の振興に極めて重要な路線であります。				i
	しかしながら、平成25年9月の台風18号により、西法寺地				i
	区から古舘平地区にかけて本路線が冠水し、特にもIGRい				i
	わて銀河鉄道ボックス下は、冠水により2日間通行止めにな				i
	りました。当該箇所では、平成30年8月の大雨の際にもタク				i
	シー1台が水没するなど、大雨による冠水で交通にたびたび				i
	支障が出ていることから、この路線を生活路線として利用し				i
	ている地域住民は、一日も早く抜本的な排水対策が行われる				i
	ことを強く望んでおります。				i
	また、本路線と合流する一戸都市計画道路上野西法寺線第				i
	三期工区においても万全の排水対策を講じることにより、一				i
	箇所に排水が集中することがなくなるものと考えておりま				i
	す。				i
	つきましては、事情御賢察の上、下記の事項について特段				i
	の御高配を賜わりますようお願いいたします。				i
					i
	記				i
					i
	1 IGRいわて銀河鉄道ボックス下の排水対策を講じるこ				i
	٤.				i
					i

8月6	(2) 主要地方道一戸山形線の早期改良整備について 要 旨 主要地方道一戸山形線の早期改良整備について、特段の御 高配を賜りますよう要望いたします。	いては、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通 量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合	県北広域振 興局	土木部	C: 2	
	しており、地域の文化、産業、観光路線として、当町はもとより県北地域における主要路線であります。 しかしながら、当該路線はカーブ箇所が多い上に幅員が狭く、特にも双畑地区及び来田地区は車両等のすれ違いも危険な状態です。地域住民にとっては、交通事故の危険があるほか、生活路線として不便であり、地域経済発展にも大きな障害となっております。 つきましては、事情御賢察の上、下記の事項について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。					
	記     主要地方道一戸山形線双畑地区及び来田地区の早期改良 整備を行うこと。					

8月6日		び侍村 (さむらいむら) 地区については、早期の整備 は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業	県北広域振 興局	土木部	C: 2
	内容 主要地方道一戸葛巻線は、葛巻町から当町姉帯・小鳥谷地 区を経て国道4号と接続し、陸中海岸、岩泉町方面と東北新 幹線二戸駅や秋田、青森方面を結ぶ、観光や産業経済の交流 にとって極めて重要な路線となっております。また、葛巻町 にとって極めて重要な路線となっております。 田部地区の住民が県立一戸なに通院するための唯一の道路であり「命の道路」となっております。 しかしながら、この路線は狭隘の所が多く、特にに「一場」と 表表しため、大型車両のすれ違いが不可能な状況にあります。 と葛巻町の境に位置する通称「奥通地区」は、非常に幅与 と初ため、大型車両のすれ違いが不可能な状況にあります。 また、比較的平坦な小鳥谷寄りの「侍村地区」は、まる また、比較的でとなっており、見通しが悪い上に歩道ます。 集地が急カーブとなっており、見通しが悪い上に歩道ます。 集地が急カーブとなっており、見通しが悪い上に歩道を また、車両と歩行者双方が非常に危険な状況となっています。 なびまれています。 は、まなまれています。 は、まなます。 また、東成14年1月は14年1日による。 は、まなます。 は、東京は14年1日にはまます。 は、まなます。 は、東京は14年1日にはまます。 は、14年1日にはまままます。 は、14年1日にはまます。 は、14年1日にはまままますまままままままままままままままままままままままままままままままま				
	土砂崩れが発生し、平成18年10月には道路が冠水しており、 その度に一時通行止めとなっていることから、一日も早く改 良整備が行われることを、地域住民は強く望んでおります。 つきましては、事情御賢察の上、下記の事項について特段 の御高配を賜りますようお願いいたします。				
	記 1 主要地方道一戸葛巻線奥通地区及び侍村地区の早期改良 整備を行うこと。				

## 8月6日 13 地域の文化財保存修理に対する支援について

地域の文化財保存修理に対する支援について、特段のご高財保護に関する国庫補助事業に対する県の嵩上げ補助 配を賜りますよう要望いたします。

#### 内 容

御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界 また、文化庁では、文化財修復に使用できる資材の 遺産登録によって、縄文文化はもちろんのこと、これまで守 生産地を「ふるさと文化財の森」として設定し、生産 り伝えられてきた地域の文化に注目が集まりつつあります。 |地域の文化を象徴するものとして指定されてきた、これら有||遠野市の茅場がふるさと文化財の森に設定され、金ケ |形無形の文化財を後世に残すことが、各自治体に課せられた ||崎町の茅は県内外の文化財修復の現場で使用され、遠 青務と改めて認識したところです。

小鳥谷地区に所在する重要文化財「旧朴舘家住宅」は、経しため保管されております。これら茅場が所在する市町 年劣化が進んでいることから令和5年度の国庫補助事業採択 村には、今後修復の予定のある、県内の茅葺文化財建 を目標に準備を進めております。しかし、長期にわたる事業|造物について情報提供をしております。 |期間と多額な経費が課題で、特にも経費の負担が財政規模の | さらに、茅の確保を目的に、新たな茅場をふるさと |小さい自治体財政にとって、その影響は非常に大きなものと|文化財の森として設定する際には、文化庁と情報を共 なっています。

- 一戸町内には「旧朴舘家住宅」以外にも、現在10件の国指 | 庁の補助事業である「ふるさと文化財の森管理支援事 定文化財があり、これらの保護に要する経費が今後の課題と 業」の活用をご検討願います。(B) なっております。

また、保存修理にあたっては地域由来の材料を使用するこ とが望ましいと考えられますが、屋根の葺き替えに使用する |茅については県内生産者からの購入だけで必要量を確保する ことが困難なため、他県からの購入も想定しなければなりま |せん。しかし、他県から購入した場合、運搬経費等コストが 割高となり、結果として事業費増加の一因となっています。

岩手県内には多くの茅葺き住居が現存しており、地域文化 を伝える資料として文化財に指定されているものも少なくあ ■りません。今後においても周期的に茅の葺き替えが行われる

県では、行財政構造改革の取組として、国庫補助事 業における県の嵩上げ補助を原則廃止しており、文化 については、世界遺産関連事業や災害復旧などの特殊 事情がある場合に限定して行っています。 (C)

にかかる支援を行っております。県内では金ケ崎町と |野市の茅は、重要文化財千葉家住宅の修復に使用する

有し、設定に向けた支援を行います。その上で、文化

県北広域振 県北教育事 B:1、 興局 務所 C:1

ことが見込まれます。このことから、県内における茅の需給 体制を確立することによって、修理件数に応じた供給量の調 整、遊休農地を活用した土地の有効利用、生産者の経営安定 化などの効果が期待されます。 当町では「旧朴舘家住宅」を始めとする文化財を地域の魅 力を高める文化資源と捉え、地域住民や学校教育現場と連携 した活用の取組を行っています。このような取組を行うこと によって地域独特の文化を際立たせ、他地域から興味を持っ ていただき、当町の観光振興へと繋げていきたいと考えてい るところです。県内各地には多くの文化財がありますので、 それらを守りその価値を伝えていくことが、ひいては岩手県 全体の魅力を高めることに繋がるものと思料いたします つきましては、下記の事項について特段のご高配を賜りま すようお願いいたします。 記 1 国庫補助事業に対する県費嵩上げ補助を復活すること。 2 県内産茅の需給調整のためのネットワーク構築を検討す ること。

8月6日	14 放射性物質に汚染された農林業系副産物の最終処理の支		7 7 7 7 1 7 147 1	PIVE IM IMPR	B: 2
	援について		興局	境部、農政	
	要旨	のものについては、県独自にガイドライン(第2版)を		部	
	放射性物質に汚染された牧草等の農林業系副産物の最終処				
	理の支援について、特段の御高配を賜りますよう要望いたし				
	ます。	して埋め立てる処理方針を示したところです。焼却処			
		理以外の処理方法については、今後の国の方針、汚染			
	内容	状況の推移、新たな技術開発などの状況について鋭意			
	原子力発電所事故に起因する放射性物質に汚染された農林				
	業系副産物の処理については、当該市町村等の既存焼却処理				
	施設等を活用して焼却処理を進めることが基本とされてお	2 農林業系副産物の処理に要する経費に対する財政			
	り、県から市町村等に対し、処理の実施を要請されていると	支援については、現在、環境省の「農林業系廃棄物の			
	ころです。	処理加速化事業」により措置されていますが、農林業			
	二戸地区4市町村では当町のみが、汚染された農林業系副				
	産物 (汚染牧草約582トン) を有しており、県及び二戸地区	ら、処理終了時まで焼却処理や最終処分場での処理等			
	関係市町村等の実務者レベルで焼却処理に向けて協議したと	に必要となる費用の財政措置を講じるよう国に対し要			
	ころ、各施設の老朽化による性能上の課題等があり焼却処理	望しています。 (B)			
	の実施までに相当の期間を要することが想定されたことか	県としては、引き続き既存焼却施設を活用した処理			
	ら、岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業を活用して汚染牧	を基本としつつ、各自治体における個別の事情等も勘			
	草を一時的に地中保管することとし、平成26年8月に工事を	案しながら、早期処理に向けて鋭意調整を行います。			
	終えております。				
	しかしながら、地域住民にはあくまでも暫定的な措置であ				
	る旨説明した上で一時保管場所を確保したこと、また、地中				
	伊英原は田1 と 歯よい。 1 の利田欠粉が10欠和歯でよって 1		Í		

ければならないものと認識しております。 つきましては、放射性物質に汚染された農林業系副産物の 最終処理を進めるため、下記の事項について特段の御高配を 賜わりますようお願いいたします。

保管に使用した遮水シートの耐用年数が10年程度であることから、最終処理に向けて、数年以内に抜本的な解決を図らな

記

- 1 焼却処理以外の最終処理方法を示すこと。
- 2 最終処理に要する経費について財政的支援を行うこと。